

四日市港管理組合公報

第1109号

令和6年3月29日

金曜日

目次

規 則

- 公益的法人等への四日市港管理組合職員の派遣等に関する規則 (総務課) 2
- 四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則 (総務課) 4
- 四日市港管理組合建設工事執行規則の一部を改正する規則 (総務課) 5
- 四日市港管理組合庁舎等管理規則の一部を改正する規則 (総務課) 5
- 四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則 (出納室) 7

訓 令

- 四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 (総務課) 9

告 示

- 経営企画部振興課関係補助金交付要綱の一部を改正する告示 (振興課) 11

監査委員公表

- 監査結果に対する措置の公表 (監査委員) 12

規 則

公益的法人等への四日市港管理組合職員の派遣等に関する規則をここに公布します。

令和 6 年 3 月 29 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第 2 号

公益的法人等への四日市港管理組合職員の派遣等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公益的法人等への四日市港管理組合職員の派遣等に関する条例（令和 5 年四日市港管理組合条例第 2 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項及び第 2 項第 3 号、第 6 条、第 7 条第 4 項、第 8 条、第 9 条、第 15 条並びに第 18 条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣の対象とならない職員の特例)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号の規則で定める職員は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 59 条第 1 項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の規定により四日市港管理組合（以下「管理組合」という。）以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第 3 条 条例第 3 条第 1 号に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、派遣の期間（条例第 2 条第 1 項の規定により派遣された期間をいう。）を引き続き職務に従事したものとみなして、他の職員との権衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に、当該職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（四日市港管理組合職員の給与に関する条例施行規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 9 号）によりその例によることとされる三重県人事委員会規則 7-7（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）第 33 条に規定する昇給日をいう。第 7 条において同じ。）又はそのいずれかの日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる号給に調整することができる。

(派遣中に退職した場合の退職手当)

第 4 条 派遣職員が条例第 2 条第 3 項第 1 号に規定する職員派遣の期間中に退職した場合におけるその者に支給する四日市港管理組合職員退職手当条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 11 号）の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、その退職した日に職務に復帰したものとみなして前条の規定を適用して得られる給料月額に調整することができる。

(派遣職員に係る報告)

第5条 任命権者は、条例第8条の規定により、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内（以下「前年度内」という。）の派遣職員の派遣先団体の名称、派遣期間及び派遣先団体における処遇の状況等並びに派遣職員で前年度内に職務に復帰したものの復帰後の処遇の状況等を管理者に報告するものとする。

（特定法人）

第6条 条例第9条第2号の規則で定めるものは別表に掲げるものとする。

（退職派遣者の採用時における処遇）

第7条 条例第11条第1号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）

第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、同項の任命権者の要請に係る退職がなく、引き続いて職員であったものとみなして、当該退職時の職務の級、号給等を基準として他の職員との権衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に、その者が職員として採用された日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる号給に調整することができる。

（退職派遣者に係る報告）

第8条 任命権者は、条例第18条の規定により、毎年5月末日までに、前年度内において退職派遣者が業務に従事する特定法人（別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の名称、特定法人において業務に従事すべき期間及び特定法人における処遇の状況等並びに前年度内に法第10条第1項の規定により職員として採用された者の採用後の処遇の状況等を管理者に報告するものとする。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

四日市タグサービス株式会社

四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月29日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港管理組合規則第3号

四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合行政組織規則（平成19年四日市港管理組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（経営企画部各課の分掌事務）</p> <p>第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(4) 建設工事成績再評定委員の設置に関すること。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 港湾統計調査に関すること。</u></p> <p>3 振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（経営企画部各課の分掌事務）</p> <p>第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 港湾統計調査に関すること。</u></p> <p>4～6 (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

四日市港管理組合建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月29日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港管理組合規則第4号

四日市港管理組合建設工事執行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成6年四日市港管理組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(最低制限価格)</p> <p>第12条 工事の契約に係る競争入札における最低制限価格は、財務規則第89条第2項の規定にかかわらず、予定価格の10分の<u>7.5</u>以上の範囲で設ける価格とする。</p>	<p>(最低制限価格)</p> <p>第12条 工事の契約に係る競争入札における最低制限価格は、財務規則第89条第2項の規定にかかわらず、予定価格の10分の<u>7</u>以上の範囲で設ける価格とする。</p>

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の四日市港管理組合建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては適用しない。

四日市港管理組合庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月29日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港管理組合規則第5号

四日市港管理組合庁舎等管理規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合庁舎等管理規則（昭和50年四日市港管理組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 庁舎 本庁の本館その他構内の附属施設(以下「本庁舎」という。)及び千歳地区における事務又は事業の用に供する建物その他構内の附属施設(以下「千歳庁舎」という。)をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(庁舎管理者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する部屋を除き、庁舎及びその構内の管理の事務は、総務課長がつかさどる。ただし、千歳庁舎における部屋の管理の事務は、港営課長がつかさどる。</p> <p>(出入口の開閉)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本庁舎の出入口の扉は、<u>経営企画部長が特に必要と認めるときは、随時開閉することができる。</u></p> <p>3 <u>千歳庁舎の出入口の扉は、業務上必要なときに随時開閉するものとする。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 庁舎 本庁の本館その他構内の附属施設(以下「本庁舎」という。)及び港営課千歳担当の所在する建物その他構内の附属施設(以下「千歳庁舎」という。)をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(庁舎管理者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する部屋を除き、庁舎及びその構内の管理の事務は、総務課長がつかさどる。ただし、千歳庁舎における港営課千歳駐在に所属する部屋の管理の事務は、港営課長がつかさどる。</p> <p>(出入口の開閉)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 千歳庁舎の出入口の扉は、四日市港管理組合の休日を定める条例(平成元年四日市港管理組合条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き午前8時に開き、午後6時に閉じる。</p> <p>3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>庁舎の出入口の扉は、経営企画部長が特に必要と認めるときは、随時開閉することができる。</u></p> <p>4 (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 6 年 3 月 29 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第 6 号

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合財務規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(隔地払) 第 5 5 条 (略)	(隔地払) 第 5 5 条 (略) <u>2 前項の場合において、指定金融機関の店舗の所在しない地域内の債権者に対し送金するときは、会計管理者は、指定金融機関振出の小切手に送金案内書(第29号様式)を添えて送付するものとする。</u>

様式目次中「第 2 9 号様式 (その 2) 送金案内書」を「第 2 9 号様式 (その 2) 削除」に改める。

第 2 9 号様式 (その 1) 及び第 2 9 号様式 (その 2) を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の四日市港管理組合財務規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

四日市港管理組合訓令第1号

庁 中 一 般

四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員被服等貸与規程（昭和53年四日市港管理組合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
所属	職員	品目	数量	期間	所属	職員	品目	数量	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
経営 企画 部 港営 課	船舶 に乗 務す る職 員	作業服(上・冬)	1	1	経営 企画 部 港営 課	船舶 に乗 務す る職 員	作業服(上・冬)	1	1
		作業服(上・夏)	1	1			作業服(上・夏)	1	1
		作業服(下・冬)	1	1			作業服(下・冬)	1	1
		作業服(下・夏)	1	1			作業服(下・夏)	1	1
		雨合羽	1	3			雨合羽	1	3
		ゴム長靴又は 安全ゴム長靴	1	2			ゴム長靴又は 安全ゴム長靴	1	2
		帽子	1	3			帽子	1	3
		安全靴(短)	1	3			安全靴(短)	1	3
<u>作業服(オーバーオール)</u>	<u>1</u>	<u>2</u>							

	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	千歳のひき船運行業務に関する職員	作業服(オーバーオール)	1	2
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2 (第8条関係) 共用貸与品

設置箇所	貸与品		備考
	防寒服	保安帽	
総務課		(略)	
企画課		7	
振興課	(略)	(略)	(略)
出納室		(略)	
議会事務局 監査委員事務局		(略)	
港営課	25	27	
建設課		(略)	(略)
防災営繕課	(略)	(略)	

数量は以内(貸与年度の在籍人数内)とする。

別表第2 (第8条関係) 共用貸与品

設置箇所	貸与品		備考
	防寒服	保安帽	
総務課		(略)	
企画課		6	
振興課	(略)	(略)	(略)
出納室		(略)	
議会事務局 監査委員事務局		(略)	
港営課	32	35	
建設課		(略)	(略)
防災営繕課	(略)	(略)	

数量は以内(貸与年度の在籍人数内)とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

四日市港管理組合告示第2号

経営企画部振興課関係補助金交付要綱（平成27年四日市港管理組合告示第5号）の一部を次のとおり改正します。

令和6年3月29日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

区分	補助金の名称	補助金の交付の目的	補助事業等の内容	補助額又は補助率	交付の対象
1	定期コンテナ船寄港誘致事業補助金	四日市港に寄港するコンテナ定期航路の拡充並びにモーダルシフトを推進することで、三重県内等の産業の振興並びに環境負荷低減を図る。	新たに開設された基幹航路、アジア航路又は国内航路において、四日市港での船舶の入出港及び四日市港における貨物取扱に要する経費	別に定める。	定期コンテナ航路を運航する船会社等
2	船会社集荷促進事業補助金	四日市港のコンテナ定期航路サービスの維持・拡充、並びにモーダルシフトを推進することで、コンテナ取扱量の増加を図るとともに、環境負荷低減を推進する。	四日市港で揚げ積みするコンテナ貨物を一定量以上増加させた四日市港における貨物取扱に要する経費	別に定める。	定期コンテナ航路を運航する船会社等
3	荷主企業四日市港利用支援事業補助金	コンテナ定期航路の維持・拡充とトラックによる陸上輸送から船舶を活用した海上輸送等への転換を図ることで、荷主企業の利便性を向上させる。	四日市港で揚げ積みするコンテナ貨物を一定量以上増加させた当該物流に関する経費	別に定める。	荷主企業

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 施行前の経営企画部振興課関係補助金交付要綱の規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

監査委員公表

監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する、第199条第1項及び第2項並びに第4項の規定に基づき実施しました監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者等から通知されましたので、同条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年3月29日

四日市港管理組合

監査委員 加藤 光

監査委員 野村 保夫

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合全体	実施年月日	令和5年9月8日
監査の結果	講じた措置（処理状況）経営企画部総務課		
<p>(1) 公用車の事故にかかる事故防止対策について</p> <p>令和2年度に公用車の事故が多発したことから、各所属とも公用車の事故にかかる事故防止対策に取り組んでいるところであるが、不注意による物損事故が散見される。重大事故につながる恐れもあるので、今後も管理組合として公用車の事故防止に取り組まれない。</p>	<p>(1) 公用車の事故にかかる事故防止対策について</p> <p>公用車の事故を防止するため、全職員を対象に外部講師による交通安全研修を実施するとともに、令和5年12月には各所属長あてに依命通知を发出し、交通事故防止の注意喚起を行いました。</p> <p>さらに、事故を起こした職員や公用車の利用頻度が高い職員に対しては、令和5年10月と令和6年1月に三重県交通安全研修センターにおいて実施された体験型のドライバー団体研修に参加してもらうことで、交通安全意識の向上を図りました。</p> <p>その結果、公用車の事故について、令和2年度は6件ありましたが、令和5年度は1件に減少しています。</p> <p>今後も引き続き、職員の安全運転意識の向上に取り組み、公用車の事故防止の徹底に努めます。</p>		

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部振興課	実施年月日	令和5年9月8日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 貿易振興対策における補助交付金について 貿易振興対策における補助交付金について、毎年不用額が多額になることから、不用額が少なくなる工夫を検討されたい。</p>		<p>(1) 貿易振興対策における補助交付金について 不用額が発生している要因としては、補助金の新規申請額の把握が困難なことや、申請額と実績額との間に乖離が生じていることによるものです。 新規申請額の把握については、荷主企業や船会社への訪問の際、申請の意向確認を行いました。 また、申請額と実績額との間の乖離については、申請者に対して現実的な目標値を設定するよう促しました。 こうした取組を通じて、引き続き、不用額が少なくなるよう努めます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部建設課	実施年月日	令和5年8月28日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 予算執行について 所属に配当された予算の執行について、極力不用額を出すことなく、有効的に執行するよう努められたい。</p>		<p>(1) 予算執行について 予算を計画的に執行するため、毎月1回、事業進捗会議を開催しました。事業進捗会議では、各事業のスケジュールに対する進捗状況の共有を行いました。なお、当初のスケジュールから変更が生じている事業については、課題や今後の見通しを的確に把握し、年間の所要見込額を精査しました。 引き続き、事業進捗会議を継続的に開催し、年間の所要見込額を踏まえた適切な補正対応を行うことにより、極力不用額を出すことのないよう有効的な予算執行に努めます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部防災営繕課	実施年月日	令和 5 年 8 月 2 3 日
監査の結果		講じた措置 (処理状況)	
<p>(1) 技術の継承について 経験年数の長い職員の技術やノウハウ等を、将来に渡って継承していくことができる体制づくりを検討されたい。</p>		<p>(1) 技術の継承について 技術やノウハウ等を継承する体制づくりとして、新たに「防災営繕課技術研究会」を発足しました。この研究会は、各職員のさらなるスキルアップを支援するため、ベテラン職員から若手職員へ技術やノウハウ等の伝達を行うとともに、他の専門知識を持った職員との知識や技術の共有、スキルアップに取り組むモチベーションの維持・向上を図ることを目的としています。 今年度の研究会は、机上と現場において、以下のとおり開催しました。 (ア) 先進地視察報告会 ベテラン職員と若手職員から構成されるグループが先進地視察の内容について課内で報告会を行いました。 (イ) 技術報告会 ベテラン職員が過去の現場経験から得た技術や知識、関連する法令関係について課内で報告会を行いました。 (ウ) 現場見学会 大規模工場の現場において、工事担当職員が難航した箇所の施工方法について説明を行いました。 技術やノウハウ等の継承には長い時間をかけた地道な取り組みが必要となりますので、今後も研究会を継続的に開催し、技術やノウハウ等の継承に努めます。</p>	

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>